

## 出張理（美）容の届出方法、届出済証の交付等について

- ◇ 出張理（美）容の届出方法、届出済証の交付等に関する取扱いについては以下を参照してください。

※群馬県内（前橋市及び高崎市を除く）で出張理（美）容を行う場合の取扱いです。

### 1 理（美）容師出張業務届（別記様式第2号）等の届出先について

#### （1）理（美）容所※に従業する理（美）容師が出張業務をしようとする場合

※群馬県内（前橋市及び高崎市を除く）に所在する理（美）容所

- ① 群馬県理（美）容師法施行細則（以下「細則」という。）第3条第1項に基づき、従業する理（美）容所の所在地を管轄する保健所長に、届け出をしなければならない。

#### （2）従業する理（美）容所がない理（美）容師が出張業務をしようとする場合

（従業する理（美）容所が群馬県内（前橋市及び高崎市を除く）にない場合を含む。）

- ① 細則第3条第1項に基づき、出張する地域を管轄する保健所長に、届け出をしなければならない。
- ② 複数の保健所の管轄区域で出張業務をしようとする場合にあっては、細則第3条第1項に基づき、最も多く出張する地域を管轄する保健所長に、届け出をしなければならない。

#### （3）法人又は団体が理（美）容師に代わり出張業務の届け出を行う場合（組合又は理（美）容所として複数の従業者をまとめて届出をする場合を含む。）

- ① 出張する地域を管轄する保健所長に届け出をしなければならない。
- ② 複数の保健所の管轄区域で出張業務をしようとする場合にあっては、出張する地域を管轄する保健所長ごとに、届出をしなければならない。
- ③ 複数の理（美）容師が出張業務を行う場合は、当該届出書に出張業務をする者の一覧表（様式例1）を添付すること。

### 2 理（美）容師出張業務届出済証（別記様式第3号）の有効期間等

#### （1）届出済証の有効期間（届出の有効期間）等について

理（美）容師出張業務届出済証の有効期間は、最初に出張業務を行う日を始期とした最長1年以内の期間（細則第3条）とする。

理（美）容師出張業務届は、原則として、出張業務を行う都度届け出なければならない。ただし、出張業務をする者及び出張先が定まっている場合にあっては、一定の期間内（最長、最初に出張業務を行う日から1年間）（届出済証の有効期間の範囲内）に行う出張業務について、一括して届出を行うことができる。

- ※ なお、施設へ出張する場合、3（2）①の契約書等における契約期間は、有効期間全体を通じて効力を有しているか、又は有効期間中に、契約期間の始期、終期のいずれか若しくは両方があること。（過去に契約期間が終了していたり、有効期間終了後に契約期間が開始するような契約書等でないこと。）

#### （2）理（美）容師出張業務届出事項変更届（別記様式第3号の2）について

出張業務届出済証の交付を受けた者は、その有効期間内において、理（美）容師出張

業務届により届け出た事項を変更しようとするとき（出張先の追加等）は、理（美）容師出張業務届出事項 変更届を提出しなければならない。（細則第3条）

※注意 出張業務届出事項変更届は、届出済証の有効期間内に行う出張について、出張先を追加する等、届出事項を変更しようとする場合に行う届出である。

有効期間満了後に行う出張について届け出る場合は、届出事項変更届ではなく、改めて、理（美）容師出張業務届により届出を行うこと。

### （3）届出済証の有効期間満了後に行う出張業務の届出

理（美）容師出張業務届出済証の有効期間満了後に、出張業務をしようとする場合は、新たに、理（美）容師出張業務届を提出しなければならない。

## 3 届出の記載方法、届出の添付書類等

### （1）出張場所（出張先）の記載方法

届出書類に記載する出張場所（出張先）の記載方法は次のとおりとする。

#### ア 施設に出張する場合

施設の名称、所在地（番地まで）、連絡先及び種別等を記載すること。

#### イ 出張理（美）容の対象者の自宅（対象者の個人宅）に出張する場合

原則として、氏名、住所（番地まで）の記載は不要とし、住所を市町村名まで記載することとする。

◇ 出張理（美）容が実施できる場合に該当することを確認するため、対象者の氏名、住所（番地まで）等について、提出又は提示していただく場合があります。

### （2）届出の添付書類等

#### ① 契約書等の添付

施設等へ出張する場合は、出張内容が確認できる契約書等の写しを提示又は提出しなければならない。

#### ② 出張業務実施一覧表（様式例2）の添付

複数の場所で出張業務をする場合は、当該届出書に出張業務実施一覧表（様式例2）を添付すること。

#### ③ 出張業務をする者の一覧表（様式例1）の添付

上記1（3）③に該当する場合は添付すること。

#### ④ 理（美）容所の構造設備確認証の写しの添付（携帯品、消毒設備等の記載を省略する場合）

理（美）容師出張業務届の「携帯品、消毒設備等」の内容の記載を省略する場合※にあつては、携帯品、消毒設備等を管理する理（美）容所の構造設備確認証の写しを添付すること。（ただし、当該理（美）容所が群馬県内の前橋市、高崎市を除く地域（群馬県の保健所の管轄する地域）に所在する場合は不要とする。）

※注意 「携帯品、消毒設備等」の内容の記載を省略できるのは、理（美）容所に従業する理（美）容師（開設者を含む）が、当該理（美）容所の開設者の承諾を得て、当該理（美）容所の管理する設備、物品等を使用する場合に限られること。（別記様式第2号注記）

#### ⑤ 出張業務届出事項変更届の添付書類

理（美）容師出張業務届出事項変更届を提出する場合にあつては、変更する内容に応じた必要書類を添付するほか、理（美）容師出張業務届出済証の原本を添付すること。

#### **4 理（美）容師出張業務届出済証の交付について**

保健所長は、理（美）容師出張業務届出済証を、理（美）容師ごとに交付するものとする。

ただし、法人又は団体による届出で出張業務をする者が複数いる場合は、理（美）容師ごとにではなく、法人又は団体あてに交付することができる。

#### **5 理（美）容師出張業務届出済証の携帯について**

出張業務を行う理（美）容師は、関係者からの求めに応じて、理（美）容師出張業務届出済証を提示できるよう、理（美）容師出張業務届出済証の携帯に努めることとする。

なお、4のただし書きにより法人又は団体あてに交付している場合にあつては、当該法人又は団体が写しとして発行したものとわかる出張業務届出済証を携帯することとする。